

利用料金は「施設利用料(要介護度別)+食費+居住費+個室室料(部屋別)+CSセット料*」となります。
患者様によっては裏面に記載している「施設サービス費、特別診療費」が加算される場合があります。

※別紙ご参照ください

施設利用料 + 食費 + 居住費 + 個室室料

● 4床室 ※個室室料はかかりません

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料 (3割負担金) A	2,499円	2,829円	3,546円	3,849円	4,125円
食費	1,750円 (内訳 朝食:400円 昼食:650円 夕食:700円)				
居住費(光熱水費)	800円				
1日合計	5,049円	5,379円	6,096円	6,399円	6,675円
月合計(31日)	156,519円	166,749円	188,976円	198,369円	206,925円

● 2床室

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料 (3割負担金) A	2,499円	2,829円	3,546円	3,849円	4,125円
食費	1,750円 (内訳 朝食:400円 昼食:650円 夕食:700円)				
居住費(光熱水費)	800円				
個室室料	2,200円				
1日合計	7,249円	7,579円	8,296円	8,599円	8,875円
月合計(31日)	224,719円	234,949円	257,176円	266,569円	275,125円

● 個室

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料 (3割負担金) A	2,163円	2,496円	3,210円	3,516円	3,789円
食費	1,750円 (内訳 朝食:400円 昼食:650円 夕食:700円)				
居住費(光熱水費)	1,640円				
個室室料	5,500円				
1日合計	11,053円	11,386円	12,100円	12,406円	12,679円
月合計(31日)	342,643円	352,966円	375,100円	384,586円	393,049円

※入所後30日間に限り初期加算(1日につき90円)が付加されます。

※地域区分として総単位数に10.68円が掛けられます。

施設サービス費 (B)

再入所時栄養連携加算	600円	経口移行加算	84円
退所前訪問指導加算	1,380円	在宅復帰支援機能加算	30円
退所後訪問指導加算	1,380円	緊急時治療管理加算(1日につき)	1,554円
退所時指導加算	1,200円	口腔衛生管理加算(I)・(II)(1カ月につき)	270円または330円
退所時情報提供加算	1,500円	排せつ支援加算(I)・(II)・(III)	30円または45円または60円
退所前連携加算	1,500円	認知症専門ケア加算(I)・(II)	9円または12円
訪問看護指示加算	900円	▲療養環境減算(I)	75円
重度認知症疾患療養体制加算(I)	420円または120円	▲療養環境減算(II)	75円
重度認知症疾患療養体制加算(II)	600円または300円	経口維持加算(1カ月につき)	1,200円または1,500円
●サービス提供体制強化加算(I)	66円	自立支援促進加算(1カ月につき)	840円
●夜間勤務等看護加算(IV)	21円	科学的介護推進体制加算(I)	120円
療養食加算(1食につき)	18円	●科学的介護推進体制加算(II)	180円
栄養マネジメント強化加算	33円	●安全対策体制加算(入所時のみ)	60円
協力医療機関連携加算(I)	300円		

※地域区分として総単位数に10.68円が掛けられます。

特別診療費 (C)

初期入所診療管理料	750円	理学療法(1回につき)	369円または258円
●感染対策指導管理料	18円	作業療法(1回につき)	369円または258円
●褥瘡対策指導管理料(I)(1日につき)	18円	言語聴覚療法(1回につき)	609円または426円
●褥瘡対策指導管理料(II)(1カ月につき)	30円	理学療法士等リハビリ体制強化加算(1回につき)	105円
重症皮膚潰瘍指導管理加算	54円	理学療法等情報活用加算(1カ月につき)	99円
医学情報提供料	660円または870円	短期集中リハビリテーション実施加算(1日につき)	720円
薬剤管理指導料	1,050円	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(1日につき)	720円
特定薬剤管理指導加算	150円	摂食機能療法(1日につき)	624円
薬剤管理指導情報活用加算	60円	高齢者施設等感染対策向上加算(I)・(II)	30円または15円
特定施設管理料(1日につき)	750円		

自己負担が高額になったとき、給付が受けられます

(A) + (B) + (C) の月額合計が下の表の限度額を超えた場合(高額介護サービス費)、必要な手続きを経て給付が受けられます。対象となる方は、各市町村からお知らせが届きます。同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の1割の利用者負担金を合計します。

●自己負担の限度額(月額)

区分		世帯の限度額	個人の限度額
生活保護受給者の方等		15,000円	
世帯全員が		24,600円	
市民税非課税	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円	15,000円
市民税課税世帯	課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円	
	課税所得380万円(年収約770万円)以上~課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円	
	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円	